

個人住民税の特別徴収（給与天引き）は事業主の義務です！

岐阜県と県内市町村は、所得税の源泉徴収義務がある事業主の皆さんに、個人住民税の特別徴収を徹底する取り組みをしています。

特別徴収とは

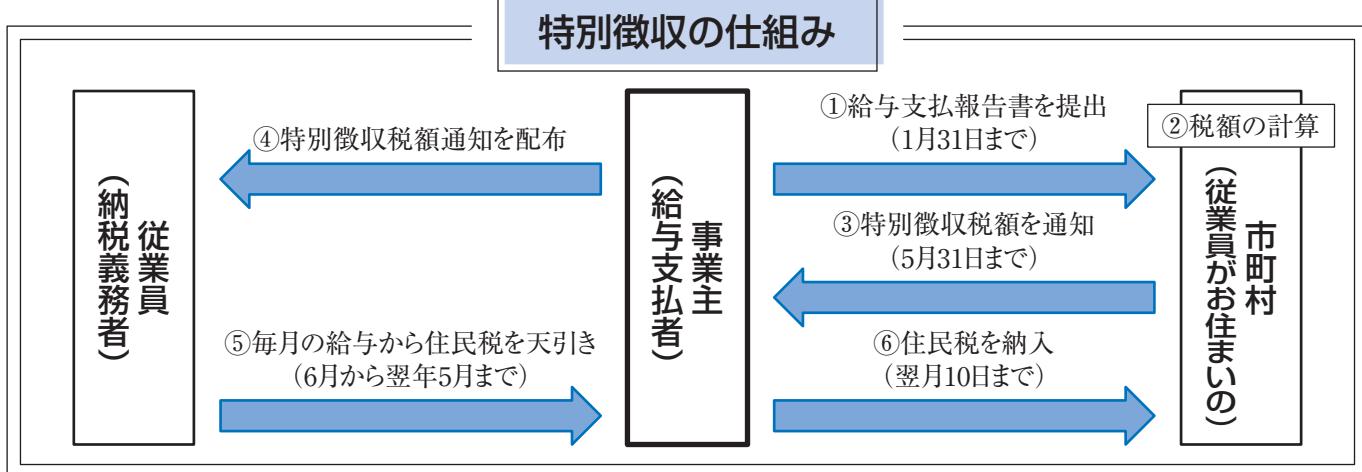
事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員の方に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していく制度です。

特別徴収は、法令で事業主に義務付けられています。原則すべての従業員（パート、アルバイトなどを含む）が特別徴収の対象です。

指定対象事業所

総従業員3人※以上の事業所
※対象となる事業所は、各年度において各市町村に提出された給与支払報告書の報告枚数から、退職者（退職予定者を含む）分を除いた数で判断します。

特別徴収の仕組み



まだ特別徴収を行っていない事業主の方は、特別徴収への切替えをしてください。
詳しくは、岐阜県ホームページをご覧ください。



個人住民税（特別徴収）の支払いは「地方税共通納税システム」が便利です

令和元年10月から運用が開始された「地方税共通納税システム」は、職場や自宅のパソコンから都道府県や市町村へ電子納税ができる仕組みで、次のようなメリットがあり、個人住民税の支払事務の負担を大幅に軽減することができます。

「地方税共通納税システム」を使うと…

- ・事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「ダイレクト納付」ができます。
- ・金融機関の窓口に出向くことなく、職場や自宅からパソコンで電子納付ができます。
- ・納付先の地方公共団体の指定金融機関でない金融機関からでも納付できます。
- ・複数の地方公共団体に一括で納付ができます。

手数料無料

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。



問税務課 ☎ 388-1112